

令和5年度誰もが輝くフェスティバル開催業務

仕 様 書

1 業務名

令和5年度誰もが輝くフェスティバル開催業務

2 事業の趣旨・目的

急速な少子高齢化と人口減少の中、「男女共同参画」は持続可能な社会の実現に不可欠な視点であるとともに、ダイバーシティ社会の実現にも繋がる重要課題である。

そこで、本県が定める「男女協調月間」（7月・8月）にあわせて開催する講演会を幕開けに「誰もが輝くフェスティバル」（以下、「フェスティバル」という。）を実施し、性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた機運の醸成を加速する。

3 フェスティバルの名称

誰もが輝くフェスティバル2023（予定）

4 業務の内容

（1）表彰式及び講演会の開催

①業務概要

男女共同参画の推進に関する県民の意識を醸成するため、男女共同参画立県とくしまづくり表彰式及び男女共同参画の推進に資する講演を行う。当日は、YouTube ライブ配信も行う。

開催日時	令和5年8月26日または27日の午後2時間程度（予定） ※徳島県と協議の上決定
開催場所	ときわプラザ（徳島県立男女共同参画総合支援センター）ブライダルコアときわホール 徳島市山城町東浜傍示1-1
表彰式	詳細は、受託者へ別途連絡する。 ※表彰状に係る費用は県が負担
講師	県内外で男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる方や、有識者等1名を選定 ※徳島県と協議の上決定
参加者	会場は招待者、徳島県民等120名程度 ※企画内容の工夫、広報等により、ライブ配信の視聴を含めた集客を確保すること。

②講演会の企画

- ・男女共同参画の推進について造詣の深い方や有識者等の講演を行うこと。
- ・広く県民が興味を持てる内容を盛り込み、集客が見込める工夫を行うこと。

③参加者の募集に係る事務

- ・一般募集、受付、申込リストの作成、参加案内等
※会場参加者は事前申込制とすること。(WEB 特設申込ページを作成すること。)

④表彰式及び講演会の運営

- ・出演者との連絡調整、当日のアテンド、時間管理、飲料水の提供
 - ・会場設営（看板等装飾、音響、照明、映像等）、撤去（会場との連絡調整、打ち合わせを含む。）
 - ・男女共同参画社会の実現に向けた活動に取り組む民間団体が、パネル展示により活動内容を広く周知できるよう展示するパネルの作製及びブース設置を行う。
 - ・司会者の手配
 - ・ヒアリングループの設置
 - ・進行管理（会場レイアウト図、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等の資料作成含む。）
 - ・参加者の受付、案内、誘導（来場者の把握含む）
 - ・安全管理
 - ・当日配付資料等の作成（プログラムの作成、印刷、同封チラシ等の袋詰め作業含む）
※すべての配付資料（アンケート含む）は、徳島県と協議の上決定すること。
 - ・参加者へのアンケートの実施、回収、分析等
※アンケートについては、年齢、性別等にかかわらず、様々な立場における満足度、要望等が聴取できるよう工夫するとともに、可能な限り回収率が高まるよう努めること。
 - ・開催記録、議事要旨、記録写真の作成
- ・表彰式及び講演会の様子を YouTube でライブ配信するとともに、YouTube アーカイブ動画テロップ付きを制作すること。

(2) フェスティバルに関する特設サイトの開設

①特設サイトの設置・管理・運営について

- ・特設サイトの設置期間は令和5年8月下旬から令和5年10月を想定。
- ・特設サイトの立ち上げ・管理運営に関する一切の業務を行う。
- ・特設サイトの立ち上げ及び変更の際には、徳島県と協議のうえ実施すること。
- ・特設サイトのアクセス分析を行うこと。

②上記(1)の配信について

- 上記(1)について、特設サイトにおいて視聴・閲覧できるようにすること。
((1) 講演会については応相談)

③男女共同参画啓発に関連するコンテンツの配信

②のほか、徳島県から動画の提供を受けた際には速やかに特設サイト上にコンテンツの追加を行うこと。

④②及び③の配信期間については、徳島県と協議の上、決定すること。

(3) 広報・啓発業務

①業務概要

フェスティバルの開催をはじめとする男女共同参画の推進について県民にわかりやすく伝えるため、様々な広告媒体を活用して広報する。

②フェスティバル広報用のチラシ作成

チラシ（A4版 両面カラー）のデザイン制作、印刷、郵送等

③様々な広告媒体を活用した広報

フェスティバル参加者の募集にあたり、Web公告をはじめ、個人及び企業等への効果的な周知を行うこと。

(4) 報告書の作成

フェスティバルのテーマや内容、アンケートの分析結果等をわかりやすくまとめた報告書を作成し提出すること。

(5) その他

フェスティバルへの参加費は無料とする。

5 委託料上限額

金1,426,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※消費税及び地方消費税の額は、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

6 委託期間

契約締結の日から令和5年10月31日（火）までとする。

7 業務実施体制

(1) 管理責任者等の配置

委託事業の管理責任者及び徳島県との各種調整窓口となる業務担当者を1名定めること。

(2) 安全管理体制

運営にあたり、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

8 委託事業完了報告書等の提出

令和5年10月31日（火）までに、次の業務成果品を提出すること。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 事業実績報告書（A 4 版用紙及び電子データ） | 1 式 |
| (2) チラシ、広告用記事等（A 4 版用紙及び電子データ） | 1 式 |
| (3) YouTube アーカイブ動画 | 1 式 |
| (4) その他関係資料（A 4 版用紙及び電子データ） | 1 式 |

9 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、徳島県と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、徳島県と受託者が協議の上、決定することとする。

10 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は、取材等により受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、徳島県の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

11 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は徳島県に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、徳島県は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、徳島県が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、徳島県の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ徳島県の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、徳島県と協議の上決定するものとする。

※ 経費の計上に係る留意事項等

- ① 本業務の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。
- ② 本業務における経費については、他の経費と明確に区分し整理すること。
- ③ 人件費については、必要性及び金額（人数、時間、単価）の妥当性を判断の上、計上すること。
- ④ 諸謝金については、外部の者に依頼する業務実施の労務、実技指導、単純労働、その他の労務に対して支払うものとする。なお、菓子折、金券の購入は認められない。
- ⑤ 借損料については、会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料（見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載のこと。）を対象とする。
- ⑥ 消耗品費については、各種事務用品、書籍類、その他業務の実施に直接必要とする消耗品を対象とする。
- ⑦ 備品については、原則として本業務の対象経費としない。（⑤の借損料で対応すること）。

以上